

保健計画・健康ひがしむらやま21	施策の方向	展開方向	目標
	医療体制の充実	地域医療体制の充実	①健康教育・健康相談者数の増加 ②健(検)診受診者の増加 ③かかりつけ医・歯科・薬局を持つ人の増加 ④医療・介護の連携の推進
		救急医療体制の充実	休日や夜間の応急診療所の確保
		法定感染症・新感染症等の発生時における対策の充実	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(H24.5月公布)に伴い、国の緊急事態宣言に対応すべく「東村山市新型インフルエンザ等対策本部条例」の制定。行動計画の策定。
	「東村山市地域防災計画」における医療救護等の整備	都の防災計画の改定に伴い、当市のマニュアル作成。	

展開方向	平成 26 年度の取り組み	平成 27 年度の取り組み
地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歯科医療連携事業(寝たきり等により、受診できない方へ歯科の訪問診療を実施)。 ■ 薬剤師会と保健推進員活動として行う「薬に関する講演会」の実施に向けた準備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 歯科医療連携推進事業の継続実施及びケアマネジャー等へ再周知を行う。 □ 薬剤師会との連携事業「薬に関する講演会」を保健推進員活動として実施。 □ 地域包括ケア推進協議会の専門部会として「医療・介護連携推進委員会」を立ち上げ、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療と介護の連携の仕組みづくり ・ 在宅医療の推進 ・ 認知症施策の推進 等について、協議・検討する。
救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 休日準夜応急診療所(休日・祝日等の初期救急の夜間診療) ■ 休日応急診療(休日・祝日の昼間の初期救急の診療 市内指定医療機関) ■ 小児平日準夜応急診療所(平日夜間の初期救急 市内 1 医療機関・西東京市 1 医療機関) 	□ 継続実施。

<p>法定感染症・新感染症等の発生時における対策の充実</p>	<p>■新型インフルエンザ法制化(新型インフルエンザ等対策特別措置法)に伴い、平成 25 年度市条例の制定。国都の新型インフルエンザ行動計画及びマニュアルに遵守した「東村山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成 26 年度策定。</p>	<p>□「東村山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の具体的な対応についてマニュアルを作成。</p>
<p>「東村山市地域防災計画」における医療救護等の整備</p>	<p>■平成 25 年 6 月災害対策基本法の一部改正に伴い東京都防災計画改定された。平成 25 年度に三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)等と東村山市災害時医療連絡会を設置し、平成 26 年度も継続して東村山市防災計画についての具体的な対応について協議した。平成 26 年度は緊急医療救護所(多摩北部医療センター)の訓練を視察し、協議の参考にした。</p>	<p>□医療救護マニュアルの作成に向け、具体的対応について協議を継続。</p>